

地域密着型サービスの概要

資料 1

・地域密着型サービスとは

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により、新たに創設されたサービス体系です。

市町村が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができます。

従って、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者となっています。

1) 小規模多機能居宅介護

小規模な居住系サービスの施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

2) 夜間対応型訪問介護

ヘルパーによる夜間の定期巡回や、緊急時に対応できるように24時間態勢での随時訪問を行います。

3) 認知症対応型通所介護

認知症を持つ高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで利用できます。

4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が利用できます。

5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴等の介護や機能訓練が利用できます。

6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者を対象とする定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理を利用できます。

清須市の地域密着型サービスの基準に関する考え方

【指定基準の方針】

介護保険法では、市町村が指定を行う地域密着型（介護予防）サービスに従事する従業者の定数、施設の設備及び運営に関する基準は、指定を行う市町村が独自に定めることができるとされていますが、国が示す運営基準は、ケアの質の向上や地域に開かれた良質なサービス提供を確保するという観点での基準とされていますので、本市におきましても国にならい、厚生労働大臣が定める基準を地域密着型（介護予防）サービス事業の基準とします。

【介護報酬の方針】

介護保険法では、市町村が指定を行う地域密着型（介護予防）サービスの介護報酬は、指定を行う市町村が厚生労働大臣が定める基準により算定した介護報酬を超えない範囲内で独自に定めることができるとされていますが、国が示す介護報酬は事業運営の基準を踏まえた介護報酬とされているので、本市においても国にならい、厚生労働大臣が定める基準により算定された標準的な介護報酬を指定地域密着型（介護予防）サービス介護報酬の基準とします